

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業補助要綱

(令和4年3月28日区長決定)

(令和4年10月18日一部改正)

(令和7年12月4日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱（令和4年3月28日区長決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、実施要綱第2条に定める事業の実施に要する経費について、区が予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 この補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

(交付額)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式又は別記第2号様式）に必要な書類を添付して、別に定める期限までに区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 区長は、前条の補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、別紙の条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行おうとする者（以下「変更交付申請者」という。）は、補助金変更交付申請書（別記第1号様式又は別記第2号様式）に必要な書類を添付して、別に定める期限までに区長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第7条 区長は、前条の補助金変更交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、別紙の条件を付して補助金の変更交付を決定し、変更交付申請者に通知する。

(請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書（別記第3号様式）に必要な書類を添付し、別に定める期限までに区長に提出するものとする。

(支払い)

第9条 実施要綱第3条及び第4条に定める事業については、前条による補助事業者等の請求に基づき、その内容を審査し、適當と認めるときは第5条又は第7条で決定した額を別に定める期限までに概算払により交付するものとする。

2 実施要綱第5条に定める事業については、前条による補助事業者等の請求に基づき、その内容を審査し、適當と認めるときは遅滞なく支払うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年12月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条・第3条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 ア 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 研修受講者 1人当たり 57,000円 イ 第三者評価受審促進事業 1か所当たり 321,000円	養子縁組民間あっせん機関助成事業に必要な次の経費 賃金(代替職員雇上げ経費等)、報酬、給料及び職員手当等(会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、共済費、扶助費等	10/10
(2) 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業 ア 基本分 1か所当たり 11,245,000円 イ 障がい児等支援加算 1か所当たり 3,319,000円 ウ 心理療法担当職員配置加算		

<p>1か所当たり 6,499,000 円</p> <p>工 高年齢児等支援加算</p> <p>1か所当たり 3,354,000 円</p> <p>才 資質向上加算</p> <p>1か所当たり 1,954,000 円</p>		
<p>(3) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制構築モデル事業</p> <p>ア 基本分</p> <p>1か所当たり 6,499,000 円</p> <p>イ 弁護士等配置加算</p> <p>1か所当たり 2,235,000 円</p>		
<p>(4) 養親希望者手数料負担軽減事業</p> <p>1人（世帯）当たり 600,000 円</p>		

別紙 補助条件

区長は、この補助金の交付に当たっては、次の条件を付すものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

補助事業者は、次の(1)又は(2)該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。(ただし、軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

(1) 3及び5による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区長は、補助事業者等に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(2) 補助事業者等が(1)の命令に違反したときは、区長は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

5 実施状況報告

区長は、補助事業の実施状況について、必要があると認めるときは、補助事業者等に報告を求めることができる。

6 実績報告

補助事業者等は、補助事業が完了したとき、又は、2の(2)の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があった時から 30 日以内に、実績報告書（別紙様式 1 又は別紙様式 2）に必要な書類を添付して補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

7 補助金の額の確定

区長は、6 の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知する。

8 是正のための措置

- (1) 7の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区長は補助事業者等に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 6の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においても、これを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 補助事業者等が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

区長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者等に対し、期限を定めて、その補助金の返還を命じるものとする。7により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

11 違約加算金

補助事業者等は、9により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 延滞金

補助事業者等は、10により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 他の補助金等の一部停止等

補助事業者等が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金、延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度にお

いてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

14 財産処分の制限

- (1) 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。
- (2) 補助事業者等が区長の承認を受けて(1)の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を都に納付させことがある。
- (3) 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

15 帳簿の整理

補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所の所在地

団体名

代表者氏名

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金（変更）交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 _____ 円

2 所要額調書（モデル事業）（別紙1）

3 対象経費支出予定額内訳書（モデル事業）（別紙1-②）

4 所要額調書（養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業）（別紙2）

5 所要額調書（第三者評価受審促進事業）（別紙3）

6 所要額調書（養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業）（別紙4）

7 対象経費支出予定額内訳書（養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業）（別紙4-②）

8 その他参考となる資料

第2号様式（第4条関係）（交付申請・区民向け）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

住所

申請者氏名

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金（変更）交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙5）
- 3 東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書（別紙6）
- 4 その他参考となる資料

所 要 額 調 書 （モデル事業）

団体名

事業名		総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (C)=(A)-(B)	対象経費 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都補助 基本額 (G)=(F)	補助率 (H)	都補助 所要額 (I)=(G)*(H)	備考
子どもの出自を知る 権利に関する支援体 制構築モデル事業	基本分	円	円	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	
	弁護士等 配置加算	円	円	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	

- (注) 1 「差引事業費」の欄は、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を差し引いた額を記載すること。
- 2 「対象経費支出予定額」の欄は、別紙1-②の「対象経費支出予定額」の合計額を記載すること。
- 3 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
- 4 「選定額」の欄は、「差引事業費」、「対象経費支出予定額」及び「基準額」とを比較して、最も少ない額を記載すること。
- 5 「都補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
- 6 「都補助所要額」の欄は、「都補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）

別紙1-②(交付申請・事業者向け)

対象経費支出予定額内訳書(モデル事業)

事業名	費目	対象経費 支出予定額	備考
子どもの出自を知る 権利に関する支援体 制構築モデル事業 【基本分】			
	(小計)	0	
子どもの出自を知る 権利に関する支援体 制構築モデル事業 【弁護士等配置加算】			
	(小計)	0	
合計	—	0	

所要額調書（養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業）

団体名

		交通費	研修参加費	代替職員雇上げ費	合計
①	研修受講職員の氏名	内訳			—
		概算額			
②	研修受講職員の氏名	内訳			—
		概算額			
③	研修受講職員の氏名	内訳			—
		概算額			
④	研修受講職員の氏名	内訳			—
		概算額			
⑤	研修受講職員の氏名	内訳			—
		概算額			

総合計

総事業費 (A)	寄付金 その他の収入額 (B)	差引事業費 (C)=(A)-(B)	対象経費 支出予定額 (D)	基準額 (E)	研修参加 職員数 (F)	基準額 合計 (G)=(E)*(F)	選定額 (H)	区補助 基本額 (I)=(H)	補助率 (J)	区補助 所要額 (K)=(I)*(J)	備考
円	円	円	円	円	人	円	円	円	10/10	円	

- (注) 1 「差引事業費」の欄は、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を差し引いた額を記載すること。
- 2 「対象経費支出予定額」の欄は、上記「総合計」の額を記載すること。
- 3 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
- 4 「選定額」の欄は、「差引事業費」、「対象経費支出予定額」及び「基準額」とを比較して、最も少ない額を記載すること。
- 5 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
- 6 「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）

所要額調書（第三者評価受審促進事業）

団体名

実施予定月

総事業費 (A)	寄付金 その他の収入額 (B)	差引事業費 (C)=(A)-(B)	対象経費 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	区補助 基本額 (G)=(F)	補助率 (H)	区補助 所要額 (I)=(G)*(H)	備考
円	円	円	円	円	円	円	10/10	円	

- (注) 1 「差引事業費」の欄は、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を差し引いた額を記載すること。
- 2 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
- 3 「選定額」の欄は、「差引事業費」、「対象経費支出予定額」及び「基準額」とを比較して、最も少ない額を記載すること。
- 4 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
- 5 「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）

所要額調書（養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業）

団体名

事業名	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (C)=(A)-(B)	対象経費 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都補助 基本額 (G)=(F)	補助率 (H)	都補助 所要額 (I)=(G)*(H)	備考
基本分	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	
養親希望者等支援事業	円	円	円 0	円 0	円	円	円		円	
特定妊婦等への支援	円	円 0	円 0	円 0	円	円	円		円	
障害児等の支援	円	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	
心理療法担当職員の配置による相談支援	円	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	
高年齢児等への支援体制構築事業	円	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	
資質向上事業	円	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	

(注)

- 「差引事業費」の欄は、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を差し引いた額を記載すること。
- 「対象経費支出予定額」の欄は、別紙4-②の「対象経費支出予定額」の合計額を記載すること。
- 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
- 「選定額」の欄は、「差引事業費」、「対象経費支出予定額」及び「基準額」とを比較して、最も少ない額を記載すること。
- 「都補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
- 「都補助所要額」の欄は、「都補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）

別紙4-②（交付申請・事業者向け）

対象経費支出予定額内訳書（養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業）

事業名	費目	対象経費 支出予定額	備考
養親希望者等支援事業			
	(小計)	0	
特定妊婦等への支援			
	(小計)	0	
障害児等の支援			
	(小計)	0	
心理療法担当職員の配置による相談支援			
	(小計)	0	
高年齢児等への支援体制構築事業			
	(小計)	0	
資質向上事業			
	(小計)	0	
合計	—	0	

所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）

申請者	フリガナ		住所・ 電話番号	(〒 —)	(電話番号
	氏名				
配偶者	フリガナ		住所・ 電話番号	(〒 —)	(電話番号
	氏名				

○あっせん事業の概要

事業者名		事業者の所在地 ・電話番号	(〒 —)
養子縁組あっせん契約 締結（予定）年月日	年 月 日	縁組成立前養育 開始（予定）年月日	年 月 日

○補助金算定額表

総事業費 (A) 円	基準額 (B) 円	選定額 (C) 円	区補助基本額 (D)=(C) 円	補助率 (E) 10/10	区補助所要額 (F)=(D)*(E) 円	備考

- (注) 1 「総事業費」の欄は、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。
 2 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
 3 「選定額」の欄は、「総事業費」及び「基準額」とを比較して、少ない額を記載すること。
 4 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
 5 「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

あっせん事業者の名称

所在地

電話番号

代表者氏名

下記のとおり、東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業の対象となるあっせん手数料の支払いを

・受けたこと

・受ける予定であること

を

証明します。

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の 許可を受けた日	年 月 日
--------------------	-------

養親（希望者）情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ		
養親氏名		
養親の住所		
養子縁組あっせん契約 締結（予定）年月日	年 月 日	
縁組成立前養育 開始（予定）年月日	年 月 日	
あっせん手数料の 領収（予定）日 領収（予定）金額	領収（予定）日 年 月 日 領収（予定）金額	円

<注意事項>

- ※ あっせん契約締結日は、あっせん事業の許可を受けた日以降であることが必要です。
- ※ 縁組成立前養育開始年月日は、年 月 日以降、あっせん手数料の領収年月日は年 月 日の間であることが必要です。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所の所在地

団体名

代表者氏名

請 求 書

標記について、 年 月 日 第 号により交付決定を受けた補助金
を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

様式1（実績報告・事業者向け）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所の所在地

団体名

代表者氏名

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業実績報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 _____ 円

2 精算額調書（モデル事業）（別紙1）

3 対象経費支出額内訳書（モデル事業）（別紙1-②）

4 精算額調書（養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業）（別紙2）

5 精算額調書（第三者評価受審促進事業）（別紙3）

6 精算額調書（養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業）（別紙4）

7 対象経費支出額内訳書（養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業）（別紙4-②）

8 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書（実施要綱別紙様式3）

様式2（実績報告・区民向け）

年 月 日

（宛先） 東京都板橋区長

住所

申請者氏名

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業実績報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 _____ 円

2 精算額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙5）

3 東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書（別紙6）

4 支出の根拠が確認できるもの（領収証等）

5 その他参考となる資料

精 算 額 調 書（モデル事業）

団体名

事業名		総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引事業費	対象経費 実支出額	基準額	選定額	区補助 基本額	補助率	所要額	交付決定額	交付確定額	差引額	備考
		(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)	(F)	(G)=(F)	(H)	(I)=(G)*(H)	(J)	(K)	(L)=(J)-(K)	
子どもの出自を知る 権利に関する支援体制構築モデル事業	基本分	円	円	円	円	円	円	円	10/10	円	円	円	円	
	弁護士等 配置加算	円	円	円	円	円	円	円	10/10	円	円	円	円	

(精算額) (戻入額)

(注)

- 「差引事業費」の欄は、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を差し引いた額を記載すること。
- 「対象経費実支出額」の欄は、別紙1-②の「対象経費実支出額」の合計額を記載すること。
- 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
- 「選定額」の欄は、「差引事業費」、「対象経費実支出」及び「基準額」とを比較して、最も少ない額を記載すること。
- 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
- 「所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）
- 「交付決定額」の欄は、区から交付決定を受けた額を記載すること。
- 「交付確定額」の欄は、「所要額」と「交付決定額」とを比較して、少ない額を記載すること。

別紙1-②（実績報告・事業者向け）
対象経費支出額内訳書（モデル事業）

事業名	費目	対象経費 実支出額	備考
子どもの出自を知る 権利に関する支援体 制構築モデル事業 【基本分】			
	(小計)	0	
子どもの出自を知る 権利に関する支援体 制構築モデル事業 【弁護士等配置加 算】			
	(小計)	0	
合計	—		

精 算 額 調 書 (養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業)

団体名

			交通費	研修参加費	代替職員雇上げ費	合計
①	研修受講職員の氏名	内訳				—
		確定額				
②	研修受講職員の氏名	内訳				—
		確定額				
③	研修受講職員の氏名	内訳				—
		確定額				
④	研修受講職員の氏名	内訳				—
		確定額				
⑤	研修受講職員の氏名	内訳				—
		確定額				

総合計

総事業費 (A)	寄付金 その他の収入額 (B)	差引事業費 (C)=(A)-(B)	対象経費 実支出額 (D)	基準額 (E)	研修参加 職員数 (F)	基準額 合計 (G)=(E)*(F)	選定額 (H)	区補助 基本額 (I)=(H)	補助率 (J)	区補助 所要額 (K)=(I)*(J)	交付決定額 (L)	差引額 (M)=(L)-(K)	備考
円	円	円	円	円	人	円	円	円	10/10	円	円	円	

(精算額)

(戻入額)

- (注) 1 「差引事業費」の欄は、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を差し引いた額を記載すること。
- 2 「対象経費実支出額」の欄は、上記「総合計」の額を記載すること。
- 3 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
- 4 「選定額」の欄は、「差引事業費」、「対象経費実支出額」及び「基準額」とを比較して、最も少ない額を記載すること。
- 5 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
- 6 「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）

精 算 額 調 書 (第三者評価受審促進事業)

団体名

実施年月日	
令和 年 月 日	

総事業費 (A)	寄付金 その他の収入額 (B)	差引事業費 (C)=(A)-(B)	対象経費 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	区補助 基本額 (G)=(F)	補助率 (H)	区補助 所要額 (I)=(G)*(H)	交付決定額 (J)	交付確定額 (K)	差引額 (L)=(J)-(K)	備 考
円	円	円	円	円	円	円	10/10	円	円	円	円	
		0			0	0		0		0	0	

(精算額) (戻入額)

- (注) 1 「差引事業費」の欄は、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を差し引いた額を記載すること。
- 2 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
- 3 「選定額」の欄は、「差引事業費」、「対象経費実支出額」及び「基準額」とを比較して、最も少ない額を記載すること。
- 4 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
- 5 「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）
- 6 「交付確定額」の欄は、「区補助所要額」と「交付決定額」を比較して、少ない額を記載すること。

精 算 額 調 書（養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業）

団体名

事業名	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引事業費 (C)=(A)-(B)	対象経費 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	区補助 基本額 (G)=(F)	補助率 (H)	所要額 (I)=(G)*(H)	交付決定額 (J)	交付確定額 (K)	差引額 (L)=(J)-(K)	備考
基本分	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	10/10	円 0	円 0	円 0	円 0	
養親希望者等支援事業	円	円	円 0	円 0	円	円	円		円	円	円	円	
特定妊婦等への支援	円	円 0	円 0	円 0	円	円	円		円	円	円	円	
障害児等の支援	円	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	円 0	円 0	円 0	
心理療法担当職員の配置による相談支援	円	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	円 0	円 0	円 0	
高年齢児等への支援体制構築事業	円	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	円 0	円 0	円 0	
資質向上事業	円	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	10/10	円 0	円 0	円 0	円 0	

(精算額) (戻入額)

(注)

- 「差引事業費」の欄は、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」を差し引いた額を記載すること。
- 「対象経費実支出額」の欄は、別紙1-②の「対象経費実支出額」の合計額を記載すること。
- 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
- 「選定額」の欄は、「差引事業費」、「対象経費実支出」及び「基準額」とを比較して、最も少ない額を記載すること。
- 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
- 「所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。²⁴ (千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。)
- 「交付決定額」の欄は、区から交付決定を受けた額を記載すること。
- 「交付確定額」の欄は、「所要額」と「交付決定額」とを比較して、少ない額を記載すること。

別紙4-②（実績報告・事業者向け）

対象経費支出額内訳書（養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業）

事業名	費目	対象経費 実支出額	備考
養親希望者等支援事業			
	(小計)	0	
特定妊婦等への支援			
	(小計)	0	
障害児等の支援			
	(小計)	0	
心理療法担当職員の配置による相談支援			
	(小計)	0	
高年齢児等への支援体制構築事業			
	(小計)	0	
資質向上事業			
	(小計)	0	
合計	—	0	

精 算 額 調 書 (養親希望者手数料負担軽減事業)

申請者	フリガナ		住所・ 電話番号	(〒 - - -)	(電話番号
	氏名				
配偶者	フリガナ		住所・ 電話番号	(〒 - - -)	(電話番号
	氏名				

○あっせん事業の概要

事業者名		事業者の所在地 電話番号	(〒 - - -)		
養子縁組あっせん契約 締結年月日	年 月 日	縁組成立前養育 開始年月日	年 月 日		

○補助金算定額表

総事業費 (A)	基準額 (B)	選定額 (C)	区補助基本額 (D)=(C)	補助率 (E)	区補助所要額 (F)=(D)*(E)	交付決定額 (G)	補助対象額 (H)=MIN(F, G)	備 考
円				10/10	円	円	円	

- (注) 1 「総事業費」の欄は、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。
- 2 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
- 3 「選定額」の欄は、「総事業費」及び「基準額」とを比較して、少ない額を記載すること。
- 4 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
- 5 「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

あっせん事業者の名称

所在地

電話番号

代表者氏名

下記のとおり、東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業の対象となるあっせん手数料の支払いを受けたことを証明します。

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の許可を受けた日	年 月 日
----------------	-------

養親（希望者）情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ		
養親氏名		
養親の住所		
養子縁組あっせん契約締結年月日	年 月 日	
縁組成立前養育開始年月日	年 月 日	
あっせん手数料の領収日・領収金額	領収日 年 月 日 領収金額 <u> </u> 円	

<注意事項>

- ※ あっせん契約締結日は、あっせん事業の許可を受けた日以降であることが必要です。
- ※ 縁組成立前養育開始年月日は、 年 月 日以降、あっせん手数料の領収年月日は、 年 月 日以降、それぞれ 年 月 日の間であることが必要です。